

定価（消費税込）一箇年 一七、六〇〇円（郵送料を含む。）

# 山梨県公報

号外第四号

令和七年

二月七日

金 曜 日

## 目 次

### 規 則

○山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例の施行期日を定める規則 ..... 一

## 規 則

### 山梨県規則第一号

山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和七年二月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例の施行期日を定める規則

山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例（令和六年山梨県条例第八号）の施行期日は、令和七年三月一日とする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番